

平成31年4月23日

会 員 各 位

協 同 組 合 近 畿 整 骨 師 会
理 事 長 田 村 公 伸
保 険 部 長 川 本 大 作

保 険 部 連 絡

大型連休での初検料対応（レセコン設定）

拝啓 平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

さて各会員におかれましては、今回の10連休において休術日、臨時施術日と各自で決めておられると思います。

休日加算の取扱いに関しては保険部連絡で通知済ですが、レセコン入力時においてワールド、SSB とともに別途設定が必要になります。

各社によって設定が異なりますので、設定方法など確認しくれぐれも注意してください。

ワールド	基本的に休日加算がつかない設定となっております。休術日で急患等の対応をされた場合、初検においてはレセコンの設定を変更してください。
SSB	基本的に休日は自動算定を行う設定となっております。臨時施術日とした場合は自動的に休日加算がついてしまいますので自動算定を行わないに設定を変更してください。

詳しくは各社によって設定が異なりますので各自の責任において確認し支給申請業務を行っていただきますようよろしくお願いいたします。（レセコン任せにしないように！）

保険者も休日加算の取り扱いには注意しています。設定変更せず休日加算の申請が多いと作為的ともとられかねませんので十分注意してください。

休日の取扱いについての解釈資料です。

この休日は休日加算の対象となる日か	休日加算の算定の対象となる休日です。
この休日を休術日としている場合	急患などでやむを得なく施術した場合は 休日加算算定可
この休日を臨時の施術日とした場合	休日加算算定不可 ただし、休日を臨時の施術日とした日の施術所の施術時間外において、急患などでやむを得なく施術した場合は休日加算算定可、この場合時間外加算、または深夜加算との重複算定は不可